

「Epi カード」駆けつけ費用お見舞いサービス約款

「Epi カード」駆けつけ費用お見舞いサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、株式会社労金カードサービス（以下「当社」といいます。）が、当社所定の条件を満たした Epi カード会員（以下「対象者」といいます。）に対して、本約款に基づき提供するサービスをいいます。

第1条【本サービスの対象者】

本サービスの対象者は、以下の全ての条件を満たす方に限ります。

- (1) 当社所定の「Epi カード」の有効会員であること。
- (2) 年 1 回以上「Epi カード」のクレジット機能を利用されていること、または入会初年度であること。

(注)年 1 回とは本サービス対象の事故が発生した場合の事故日から既往 1 年間といたします。また、入会初年度とは「Epi カード」入会後 1 年間を言います。

- (3) カード会員として登録されたお客様ご本人であること。

(注)家族会員も対象者に含みます。

第2条【本サービスの利用資格等】

- (1) 本サービスは、対象者について、平成 29 年 4 月 1 日以降に発生した対象の事故から開始します。
- (2) 本サービスの利用資格は、対象者ご本人に帰属し、いかなる場合も第三者（対象者の家族・親族を含みます。）に譲渡することはできません。
- (3) 本サービスの利用に当たっては「Epi カード」を利用した場合の Epi カード会員規約に基づく支払いが完了していることが条件となります。

第3条【対象事故および本サービスの内容】

1. 当社は、第4条に定める本サービス提供期間中（以下「サービス提供期間中」といいます。）に、第1条に定める対象者が次の①～④のいずれかに該当したことにより、対象者または対象者の親族が負担した捜索救助費用や交通費宿泊料等を対象者、対象者が指定した親族または相続人代表者にお支払いします。

- ① サービス提供期間中に、対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合、または遭難した場合。ただし、当該航空機または船舶が国内を航行している場合に限ります。
- ② サービス提供期間中に、日本国内における急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって対象者の生死が確認出来ない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ サービス提供期間中に日本国内で対象者の居住の用に供される住宅外において被ったケガを直接の原因として、ケガの原因となった事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、または継続して 3 日以上入院した場合。
- ④ 日本国内で疾病を直接の原因としてサービス提供期間中に死亡した場合、またはサービス提供期間中に発病し、かつ、医師の治療を開始した疾病を直接の原因として 3 日以上入院した場合

(注)親族とは 6 親等以内の親族、3 親等以内の姻族を指すものとします。

2. 前項に定める当社がお支払する費用は次の①～⑤のとおりとします。

- ① 捜索救助費用
遭難した本サービスの対象者を捜査、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用を言います。

- ② 救援者（親族等）の現地までの交通費（1 往復分での運賃で救援者 2 名分を限度）。ただし、対象者の生死が判明した後、対象者が退院した後または対象者の緊急な捜索、救助もしくは移送の活動が終了した後に現地に赴く救援者に係る費用は除きます。

- (注)交通費とは電車、船舶、航空機等の運賃を言います。タクシー料金はその使用につきやむを得ない理由がある場合のみ対象となります。また、運賃は普通・一般の料金のみとし、座席指定料金、特急料金、急行料金等は含みますが、名称の如何を問わず J R のグリーン券、航空機のファーストクラス等の割増されたクラスの運賃は含みません。

- ③ 救援者（親族等）の現地および現地までの宿泊料（救援者 1 名につき 14 日分を限度とし、

救援者 2 名分まで)。ただし、対象者の生死が判明した後、対象者が退院した後または対象者の緊急な捜索、救助もしくは移送の活動が終了した後に現地に滞在する救援者に係る費用は必要最小限のものを除き対象外とします。

④ 現地からの移送費用(死亡もしくは治療を継続中の対象者を現地から対象者の住所、もしくは病院もしくは診療所に移転するために要した費用)。

⑤ 上記①～④に関連した救援者(親族等)の負担した諸雑費(ただし、3 万円が限度となります。)

(注)諸雑費とは、事故が発生したことによって支払を余儀なくされた諸費用とします。

例：下着購入費用、アメニティグッズ購入費用、印紙代、切手代などを言います。

※食費は事故の有無にかかわらず生じる費用であるため、対象外となります。

3. 当社がお支払いする「Epi カード」駆けつけ費用お見舞いサービスの限度額は提供期間年度あたり 100 万円とします。

第4条【本サービスの提供期間】

本サービスの提供期間は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とします。以降、当社が本サービスを中止しない限り、毎年継続されるものとします。

ただし、「Epi カード」の解約等により、本サービスの提供期間中に第 1 条(1)の条件を満たさなくなったりときは、その時をもって終了します。

第5条【本サービスを提供しない場合】

1. 次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。

(1) 対象者が「Epi カード」会員の資格を失った場合

(2) 「Epi カード」契約が解約・失効・解除となった場合

(3) 第 6 条に定める必要書類の提出が行われなかった場合

(4) 対象者が、提出した必要書類に知っている事実を記載しなかった、もしくは不実の記載を行った場合

(5) 対象者、対象者が指定した親族または相続人代表者以外の者から本サービス提供の請求がなされた場合

(6) 本サービスの対象とならない者が負担した費用を本サービスの対象者、対象者が指定した親族または相続人代表者から請求がなされた場合

(7) 事故が発生した日より 180 日を超過した後に本サービス提供の請求がなされた場合

(8) 本サービスの提供期間外に発生した事故である場合

(9) 対象者が「Epi カード」会員の資格を取得する前に発生した事故である場合

2. 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた事故については本サービスの提供は行いません。

(1) 対象者の故意もしくは重大な過失または法令違反

(2) サービスの提供を受ける対象者の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反

(3) 対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

(4) 対象者が酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(5) 対象者の妊娠、出産、早産または流産

(6) 戦争、外国の武力行使または暴動など

(7) 地震もしくは噴火またはこれによる津波

(8) 対象者が登山用具を使用する山岳登攀、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など特に危険度の高い運動を行っている間の事故

(9) 核燃料物質（使用済核燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故

(10) 法令により定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔ってもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車、原動機付自転車またはその他の車両を運転している間に生じた事故

第6条【本サービスを受けるための必要書類】

1. お客様が本サービスを受けるためには当社所定の「見舞金支給申請書」、「見舞金支出明細一覧」「個人情報の取扱にかかる同意書」ならびに次の各号に定める書類を当会社に提出しなけれ

ばなりません。

- (1) 第3条2項に定める①搜索救助費用の場合
 - ①見舞金支出明細における確認資料 ※写し可
 - ②見舞金支出対象者がカード会員もしくはカード会員の親族等であることが確認できる資料
※写し可
- (2) 第3条2項に定める②交通費の場合
 - ①見舞金支出明細における確認資料(領収書等 ※写し可 ただし、公共交通機関の乗車券等の領収書は省略可能とします。)
 - ②見舞金支出対象者がカード会員もしくはカード会員の親族等であることが確認できる資料
※写し可
 - ③3日以上の入院を証明する資料(診断書等)もしくは死亡診断書
 - ④病院または診療所への医療照会を行うことに関する同意書(原本)
- (3) 第3条2項に定める③宿泊費の場合
 - ①見舞金支出明細における確認資料(領収書等 ※写し可)
 - ②見舞金支出対象者がカード会員もしくはカード会員の親族等であることが確認できる資料
※写し可
 - ③3日以上の入院を証明する資料(診断書等)もしくは死亡診断書
 - ④病院または診療所への医療照会を行うことに関する同意書(原本)
- (4) 第3条2項に定める④移送費用の場合
 - ①見舞金支出明細における確認資料 ※写し可
 - ②見舞金支出対象者がカード会員もしくはカード会員の親族等であることが確認できる資料
※写し可
- (5) 第3条2項に定める⑤諸雑費の場合
 - ①見舞金支出明細における確認資料 ※写し可
 - ②見舞金支出対象者がカード会員もしくはカード会員の親族等であることが確認できる資料
※写し可

2. 前項のほか、本サービスを提供するために当社が必要と判断して提出を依頼する書類

第7条【第三者からの賠償、補償との関係】

お客様が、本サービスの対象となる損害に対し、第三者からの賠償または補償を受ける場合は、当社は本サービスの提供を行いません。

第8条【本約款の改廃】

- (1) 当社は、予告なくいつでも本約款を変更することができるものとします。
- (2) 当社が本約款の変更を行った場合、以後の本サービスの提供内容には、変更後の約款が適用されるものとします。
- (3) 当社は、対象者に通知することにより、いつでも本サービスの提供を中止することができるものとします。なお、通知の方法は当社ホームページへの掲載といたします。

第9条【個人情報の使用目的および第三者提供】

- (1) 当社は、対象者から取得した個人情報を本サービスの提供可否の判断、約定履行保険契約に基づく通知及び保険金の請求および本サービスの履行の目的に必要な範囲で利用し、当該目的以外には対象者の個人情報を利用しません。また、当社は前記目的のため、本サービス提供請求のための必要書類及びこれに記載された対象者の個人情報を第三者へ提供することができますので、対象者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (2) 対象者が指定した親族または相続人代表者等が個人情報の第三者提供に同意をしない場合、本サービスが受けられないことがあります。

第10条【本サービスに関する疑義等の解決、合意管轄裁判所】

- (1) 本約款の解釈や本サービスの運営について疑義が生じ、または本約款に定めのない事項が発生した場合には、当社が決定する内容に従って処理することとし、対象者はあらかじめこれを承諾するものとします。
- (2) 対象者と当社との間で本約款または本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本サービスに関するお問い合わせ・補償請求書類の送付先

「Epi カード」駆けつけ費用お見舞いサービスに関するお問い合わせまたは請求に必要な書類の請求先は…

お問合せの際に「Epi カード」駆けつけ費用お見舞いサービスの件とお申し出ください。

株式会社労金カードサービス

〒101-0064

東京都千代田区猿楽町 2-1-14 A & X ビル 3F

TEL:03-3295-9373